

## キャンプ座間に関する協議会運営要領の改正案

新		旧	
(事務局) 第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部 地方調整課及び座間市 <u>市長室渉外課</u> に置く。		(事務局) 第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部 地方調整課及び座間市 <u>特定政策推進室</u> に置く。	
別表(第2条関係) 1 構成員 (1) 代表幹事会		別表(第2条関係) 1 構成員 (1) 代表幹事会	
区 分	職 名	区 分	職 名
防衛省	地方協力局長 南関東防衛局長	防衛省	地方協力局長 南関東防衛局長
座間市	市長 市議会議長 市基地返還促進等市民連絡協議会副 会長 (市自治会総連合会会長)	座間市	市長 市議会議長 市基地返還促進等市民連絡協議会副 会長 (市自治会連絡協議会会長)